

容れるべきではない。たゞわたくしが、福田氏の所論をとりにとり出したのは、氏がその貨幣起源説において、祓柱が、貨幣であるといふ考へを述べてゐられるからである。その説では、祓柱を出して瀆れを祓ふことを稱して贖ふといふが、この贖ふ（アガフ・アガナフ）は、物を買ふことを意味する「購ふ」（アガフ・アガナフ）と同一である。また罪の贖ひをする時には、祓柱をもつて瀆れを祓ひ、品物を買ふ時には、代金を以て拂ふ、祓の字と拂の字と、漢字では違ふけれども、國語ではいづれも同じである、罪を犯した者が神に對して一種の責任を負うてゐるのは、あたかも經濟上の一種の責任を負擔してゐるが如く、神に對する責任は、禊なり祓なりによつてこれを贖はなければならぬし、經濟上においては、ある人から價値の移轉を受けねば、その債務を果すまで、それだけの瀆れを負うてゐるのであるが、これに對して代償を提供する、すなはち代償を拂へば、その瀆れた責任が解除されるのである、しかして、これらの祓除に充てられる要具、すなはち神に對して罪を贖ふところの祓柱・祓具・祓物、經濟上において、他人に對しての債務の決済に充てる代物、これらはすなはち貨幣であらうといふのがその主意である。（主として經濟學原理、流通篇下卷四三八頁以下による。）これらの所説に對しては、經濟學者の中にも、異論があるやうである。一例をあげれば、高垣寅次郎氏の如きは、上述のやうな貨幣起源説を引いて、「之等の意義相通じ、語音相似るの事實は、共に代償作用としての

共通なる意味を語るのみにして、直ちに以て貨幣の起因を説明すべき充分なる根據とはなし能はず。（中略）代償手段たることの作用は、必ずしも貨幣のみの有する特質にはあらざるを以て、貨幣の起源に關しては、更に貨幣的意義の現はるゝ過程が考へられねばならぬ。」（貨幣の生成八九頁）といつてゐられる。わたくしは、貨幣の起源を一方的流通手段たる點に求むべきか否かについて、何等の意見を挿むべき資格をもつてゐない。しかし、福田氏の指摘された、祓除と貨幣との關係を裏書きすると認められてゐるらしい國語の内容については、少しくいふべきことがある。

國語のアガフ・アガナフが漢字の「贖」の意味をもつと同時に、また「購」字の意味をもあらはしてゐることは、別にいひ立てるにも及ぶまい。しかし、このアガフ・アガナフの二語は、アガフが第一次的のもの、アガナフは第二次的のもので、アガナフはアガフから分化した語である。アガナフのナフは、オトナフ（音ナフ）・ツミナフ（罪ナフ）・アキナフ（商ナフ）などにおけるナフと同様に、體言もしくはこれに準ずるものにつく造語成分で、アガフとアガナフの關係は、ウラフ（トフ）ウラナフ（トナフ）の關係に似てゐる。さらにまたアガフといふ語は、カラ（代・買）と語源を同じくする。アガフはカラに接頭辭アのついたものである。kapuにaがついて a-kapu となり、Kが有聲化してちとなり、agapu となるのは、tuku（附）が

atuku となり aduku (預)となる。tomopu (伴といふ體言を活用させたもの tomonapu か

ら還元される想定語)が atomopu となり adomopu (率)となる類の旁例をもつて、これを證することが出来る。「贖」を意味するアガフと、「購」を意味するアガフとの間に、語源的差別をつけようとする説もあるが(大言海の説の如き)、それは、論據が確かでない。財物を提供して自己の犯した罪過の赦免を請ひこれを許されたといふ贖罪の事例が、わが古代にあつたことは、日本書紀などにもしばしば記載されてゐるところである。種々の場合におけるそれらの事例を見て行くと、罪過の代償として財物を提供することによつて、その罪過が消滅するといふ思想が人の心を支配してゐたことが明らかに知られる。贖罪は罪をアガフのであり、アガフは財物を以て罪に代へるのである。日本書紀に見えてゐる事例の多くは、天皇もしくは朝廷に財物を献じた場合であるから、これだけをみると、贖罪の財物は、上長に對する貢献の幣物のやうに思はれるし、令制およびその後の贖銅などの規定は、贖はすなはち罰金科料である趣を見せてゐるしするけれども、わが國の古代における贖罪の思想の根本となつてゐるものは、さうではない。贖罪の財物を出すことは貢献の意味からでもなければ科料の意味からでもない。古代において、罪過はすなはち穢れの一つであつたから、祓によつて穢れをはらふといふ思想が、たゞちに、罪過もまた祓によつて淨められるといふ行事を展開させ、かくの如くにして、祓具

(日本書紀の訓註に「祓具此云波羅閉都母能」とある。)は、ある場合においては、贖罪の財物たるの觀を呈するのである。穢れを祓ふ祓は、記紀の所傳により、伊邪那岐の神が夜見の國より歸られて禊をされるにあたつて、身につけてゐられた物品を投げ棄てられたのに、その片鱗を窺ふことが出来るが、贖罪の祓もまた同じく神代の卷の記事によつて、その本質を明らかにすることが出来る。すなはち、素戔鳴尊が天上でいろいろの罪過を重ねられた時に、諸神がその處分を議定された、そのことを記した日本書紀の文を見ると、「諸神歸三罪過於素戔鳴尊ハ而科之以三千座置戸ハ逐促徵矣、至レ使レ拔レ髮、以贖其罪、亦曰拔其手足之爪、贖之已而竟逐降焉。」とあり、また同段第二の一書には、「己而科罪素戔鳴尊、而責其祓具。是以有三手端吉塞物、足端凶塞物、亦以レ呼爲白和幣、以レ湊爲青和幣、用レ此解除竟、逐以三神逐之釋逐之。」ともある。すなはち、祓具は、この場合では贖罪のものなのである。しかし、こゝに注意すべきことは、素戔鳴尊の罪過は、諸神の議定するところであり、祓具は諸神が促徵されてゐることである。大祓の詞の延喜式に採録されてゐるのを見ても、大祓の變遷の歴史を見ても大祓は一つの行事であつて、ある特定の神に對する祭祀ではない。したがつて、記紀の所傳によつても、國の大祓、朝廷の大祓に徵しても、祓具は、伊邪那岐神が夜見國の穢れを祓ふために、身につけられた一切の物を投げ棄てられたのと同じ思想の下に出されるのである。しかして、夜見國の穢れは重

大であるから、すべての物を投寄された、素盞鳴尊の罪過は甚大であつたから、千座置戸の物もなほこれを祓ふに足らず、手足の爪をも抜かなければならなかつた、かういふ風に、穢れや罪過の程度によつて祓具の多少が決せられるのは、むしろ、これは、罪穢と祓柱との間の等價關係の成立した後世の考へ方の、傳説の上に反映したものと見るのが至當であるやうにも思はれるが、等價關係といふほどのことではなく、罪穢の大なるものには多くの祓柱を、罪穢の小なるものには少しの祓柱を出させるといふ程度の考へわけ方が、これに先だつて存してゐたと見る方が、一そう自然なのであらう。古典の上においても、これらの分界は明瞭ではない。しかし、祓の根本思想は、投棄であり、更生であり、罪穢を解除するためにすべてを投棄するといふ、たゞそれだけであつて、收贖者を豫想しないものであつたことは注意を要する。

以上の如く、祓除の本質を通觀して來ると、祓柱は、穢れを拂ひ罪を淨めるために提供される代償物と見られるのであるから、財物を提供して罪過を祓ふといふ思想、後世の贖罪や過怠の制の源流がこゝにあるといふことは否定されない。しかし、これを以て貨幣の起源とするには、すでに異論もあるやうである。なほこれを神祇その他に對する貢獻物と見るについては、さらに多くの疑義がある。おそらく、最初は、單なる解除のための投棄であつたものが、代償としての財物の提供となり、それもはじめの間は、特定の收贖者を豫想しなかつたのであるが、

それが漸次固定するやうになり、後には、支那の法制の影響を受けて、財物の提供が、罰金・科料の性質を帶びるやうに變つて來たものと考へられる。

## 八

「代」字が、わが國において、シロと訓まれること、「代」字であらはされるシロ・カフ・テがいかなる語義を有するかについては、以上すでに考察し來つたところであるが、後世の文献には、この「代」字を成分の一としてゐる「身代」といふ熟字が、しばしく散見してゐる。この「身代」なるものがいかなる言葉をあらはしてゐるか、いかなる語義を有してゐるかも、この「代」字の用法の變遷發達の歴史の上から見て、輕々に看過し難き問題である。「身代」はシンダイと訓むべき語と考へられる。シンタイでもなくミノシロでもなく、ミガハリでもないことは、この語が、後に述べるやうに、「進退」と同語として考へられ、また「身體」「身袋」などの文字で書きかへられ、なほ、シンダイの語が、ローマ字書きや振假名の上に見出されるといふやうな事から、昔にさかのぼつて推定されるのである。「身代」(シンダイ)といふ語は、後世では、資産・家産の意味に用ゐられてゐるが、資産・家産の意味のシンダイは、昔の「進退」といふ語から來てゐる。「進退」といふ語は、武家時代の法制關係の文献に多く見えてゐる語で

「自由に處分する」・「領する」等の意味に用ひられ、轉じては、「行動」・「行跡」などを意味するやうにもなつた。お湯殿上日記、慶長十四年七月の條に、「四日新大すけ殿、權すけ殿、中の内侍殿、かんないし殿、さぬき、此五人しんたいわろくて、おやくにあつけをかる。又をとこしゆも何かとさたあり。」とあるのは、猪熊事件と稱せられる官女の不義事件のため、それに連座した女房たちが、それぞれ處分された時のことであるが、このしんたいも「進退」であり、品行を意味する。文祿の「吉利支丹教義」にローマ字書きで *Xindai* となつてゐるものが、この「進退」であることは、橋本進吉氏の「吉利支丹教義の研究」に、詳説が見えてゐるので、多言を加へる要を見ない。資産・家産を意味するシングダイは、この「進退」から出た言葉である。自由に進退し得るもの、自分の左右することの出来るものといふことから、一方には、行跡とか、品行とかいふ意義が、一方には、資産・家産の語意が分化して來たのである。資産・家産を意味する「進退」といふ語は節用集や邁歩色葉集などにも見えてゐるし、西鶴の文學にも出てゐる。好色一代男卷三集禮は五匁の外といふ條に、「年籠の夜、大原の里にて盜し女に馴初、二十五の六月晦日切に、米櫃は物淋しく、紙帳もやぶれに近き進退、是も置ざりにして」とあり、「延寶七年の西鶴五十韻に、進退棒にふつて行く露」延寶九年の大矢數卷一に「進退つぶしたななし小舟」同卷二に「御進退夢に目見えて鬼瓦」—愛秋や醫進退捨小舟」同年東口記に

「進退を油烟かためや水祝」貞享三年の近代艶隱者卷二に「既に生じて以來進退替る事多く」な  
どとある。しかも、この「進退」は、江戸幕府の布達文などにも見られる字面である。寛永十  
七年正月十五日の儉約彼仰出の文にも「御譜代大名竝御弓鐵砲之頭御使番御留守居衆、右の面  
々江被仰付之事、諸事用ニ儉約ニ進退ニ專ニ御軍役等物、每可レ相ニ止奢ニ之旨也。」向後御目付被  
仰付候。自今以後、進退不レ成有之旨於聞召ハ、可爲曲事由、彼仰出之。——といふやうに用  
ゐられた「進退」の例はめづらしくない。

シンダイといふ語は、また、「身體」と表記されてゐることが多い。西鶴の大矢數には、前にも引いたやうに「進退」ともあるが、また、「瓢箪からよもや小判が出る物か」の附句に「身體は親仁利口なる秋」といふのがあり、伊藤信徳の誹諧七百五十韻（延寶九年）には、「乙甲權實二つ中の春」といふ句に「身體わけて小比叡大比叡」といふ附句がある。延寶三年の大阪獨吟集には「かたりもつくさず其果報者、身體も次第にはり上<sup>く</sup>て」の如き身體の用例も多い。「俗つれぐ」によれば「身體袖鑑」といふ、資産しらべの書もあつたらしく、「現銀三千七百貫持つて大きな、額をしやるな。都の身體袖鑑を見るに、やうやう四十七番目に書けり。」と見えてゐる。江島其蹟の傾城色三味線にも、「身體棒にふるうどんやの延助」とあり、近松巣林子の今宮心中はに「女房がなければ、人の世帯は落着かぬ。身體藥の女房を早う持つて落つきや」、

二枚繪草紙には、「新地狂に身體。あけ方々の借錢」ともある。轉じて、幕府の禁令類を見るに、はやく寛永十六年のものに、「舊冬御旗本之身體。御改被成候處、思召之外いづれも身體。不相成候」同十七年正月十三日の歩行同心衣服の義に付傳達には、「松平新五左衛門步行同心、不<sub>レ</sub>應<sub>ニ</sub>身體。美麗之出立、曲事被恩召候也。」慶安二年二月十六日の諸國郷村江被仰出には、「身持を惡敷いたし、其外の年貢不足に付、たとへば、米二俵ほどかり年貢に出し、其利分年々積り候得ば、五年に本利の米拾五俵に成る。其時は身體をつぶし、妻子をうり、我身をもうり、子孫共に永くくるしむ事に候。此儀を能々かんがへ、身持を可仕候。」とある。この身體の用例がしきりにあらはれて來てゐると共に、享保以後のものに、「身體分散・身體限」といふ名稱が見えて来る。これはすなはち、身代分散・身代限のことであつて、同じ頃のものに、身代もしくは身代限りといふ名稱も相並んで存してゐるが、用例はあまり多くない。元祿頃のものに身體（傾城色三味線に「身袋。つぶす」、武道傳來記に「身袋。よろしきに構はず、心底のいさぎよき男町人にはしほらしき」など）と書いてある場合もあるが、これは稀な例と見られる。以上の身體・身代・身袋は、いづれも、進退より出たシンダイの假字に過ぎないやうに思はれるが、必ずしもさうではない。身體といふやうな漢字を用ゐることになつたのは、やはりそれが人の身の上に關することであり、資産ばかりでなく、社會上の地位をも含むのが、當時の慣用であつたからであらう。「身

體に應じて」といふのは、資産・地位に應じての義であり、「身體をつぶす」とは、資産を失ひ地位を失ふことである。身分といふ語が身の分限を意味することを考へれば、身體といふ假字の用ゐられた理由もおのづから明らかになる。當時にあつては、身上（シンシャウ）といふ語も、身體と同義に用ゐられてゐたのであり、大身といふ語も行はれてゐた。身持といふ語も、一家の經濟的切廻しといふほどに用ゐられてゐた。

シンダイといふ語が、江戸時代の文献に見られるところでは、上記のやうに、その内容が限定されて、資産・家産の意味をのみもつやうになつた。ある場合には、地位といふほどの意味をも含めて用ゐられることもあつたが、概していへば、資産・家産の意味に限られてゐたといつてよいのである。しかして、シンダイをあらはすに用ゐられた漢字は、前にも述べたやうにいろいろであつたが、身代および身代限だけが、明治時代までも、法文上にまた社會的にその命脈を保つことを得たのであるから、二たび、こゝに、この身代といふ字面をとりあげて検討してみよう。

身代といふ字面は、既記の如く、江戸時代から、資産の義を有するシンダイをあらはすものとして用ゐられて來たのであるが、この身代は、鎌倉時代の法制用語としても、文献の上に、その存在を示してゐる。すなはち、新編追加のうちに、次の一條がある。

### 一、取<sub>二</sub>流土民身代<sub>一</sub>事

右對<sub>二</sub>押有<sub>一</sub>限所當公事<sub>一</sub>之時、爲<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>至<sub>ニ</sub>其辨<sub>一</sub>、取<sub>二</sub>身代<sub>一</sub>之條、定法也。而或依<sub>ニ</sub>少分之未進<sub>一</sub>、或以<sub>二</sub>吹毛之咎<sub>一</sub>、取<sub>二</sub>身代<sub>一</sub>之條、最不便也。縱雖<sub>レ</sub>經<sub>ニ</sub>年月、償<sub>ニ</sub>其負物、請<sub>ニ</sub>出彼身代<sub>一</sub>之時者、早可返<sub>ニ</sub>與之。無<sub>レ</sub>力<sub>ニ</sub>于辨償<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>流失<sub>一</sub>之旨、其親其主、令<sub>レ</sub>申之時、相<sub>ニ</sub>言<sub>レ</sub>身代<sub>一</sub>之分限、談<sub>ニ</sub>傍例於<sub>ニ</sub>近鄉之地頭代<sub>一</sub>、給<sub>ニ</sub>與彼直物<sub>一</sub>、取<sub>ニ</sub>放文<sub>一</sub>之後、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>進退<sub>一</sub>之矣。

また、次のやうな一條もある。

### 一、土民去留事

右宜<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>民意<sub>一</sub>之由、被載<sub>ニ</sub>式目<sub>一</sub>畢、而或稱<sub>ニ</sub>逃毀<sub>一</sub>、抑<sub>ニ</sub>留妻子資財<sub>一</sub>、或號<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>負累<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>強縁沙汰<sub>一</sub>、取<sub>ニ</sub>其身代<sub>一</sub>之後、如<sub>ニ</sub>相傳<sub>ニ</sub>令<sub>レ</sub>進退<sub>一</sub>之由、有<sub>ニ</sub>其聞<sub>一</sub>。事實者甚以無道也。若有負物者、遂<sub>ニ</sub>結解<sub>ニ</sub>、無所遁者、任<sub>ニ</sub>負數<sub>一</sub>致<sub>ニ</sub>其辨<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>其身以下妻子所從等煩<sub>ニ</sub>焉。

右の二つの文における身代<sub>一</sub>の用例は、注意に値する。この身代<sub>一</sub>を人質の義とするのは、從來の解釋であるが、これは、今<sub>ニ</sub>言葉でいふ「身柄」(ミガラ)の義と解するのが、もつともその當を得たものであらう。人質のことは、同じく新編追加のうちにも、人質もしくは質物と記されてゐる。一二<sub>ニ</sub>例をあげれば、人質事と題して、「奴婢爲<sub>ニ</sub>質物<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>置于人許<sub>一</sub>事、不可<sub>レ</sub>有利乎<sub>一</sub>但可<sub>レ</sub>依<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>質所<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>生<sub>ニ</sub>子者、辨錢令<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>其身<sub>一</sub>之時者、彼子可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>主人之進退<sub>一</sub>」の如き<sub>ニ</sub>。

く質物と記されてゐる場合もあり、また、依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>償<sub>ニ</sub>負累<sub>一</sub>、爲<sub>ニ</sub>質物<sub>一</sub>、被<sub>ニ</sub>押<sub>ニ</sub>取子息所從等雜人事の條下には、「被<sub>ニ</sub>押<sub>ニ</sub>取質人<sub>一</sub>之後、不<sub>レ</sub>經<sub>ニ</sub>訴訟<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>其辨<sub>一</sub>、空過<sub>ニ</sub>十箇年<sub>一</sub>者、件質人<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>物主之進退<sub>一</sub>也。過<sub>ニ</sub>十箇年<sub>一</sub>之負物者、致<sub>ニ</sub>一倍之辨<sub>一</sub>、被<sub>ニ</sub>糺<sub>ニ</sub>返質人<sub>ニ</sub>歟。」の如く、質人と記されてゐる場合もある。これを對照してみれば、人質もしくは質人・質物といふのと、身代<sub>一</sub>との間にには、さす所の相異があるものと見られる。なほ、大日本古文書、高野山文書<sub>一ノ一</sub>、阿底河庄上村預所眞算契約狀の、可<sub>レ</sub>停止山上山下自他庄莊家狼藉<sub>一</sub>事の條に、「或切<sub>レ</sub>物、寄<sub>ニ</sub>沙汰<sub>ニ</sub>捧<sub>ニ</sub>古文書<sub>一</sub>致<sub>ニ</sub>無道之濫妨<sub>一</sub>、或<sub>ニ</sub>質物<sub>一</sub>、追<sub>ニ</sub>身代<sub>一</sub>、刈田寄取等、或<sub>ニ</sub>屬<sub>ニ</sub>權門強縁<sub>一</sub>、企<sub>ニ</sub>自由之濫吹<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>此等之狼藉、庄家空籠之源、土民佗際之基也。」とある文を見るに、「取<sub>ニ</sub>質物<sub>一</sub>」と「追<sub>ニ</sub>身代<sub>一</sub>」と對<sub>セ</sub>しめてゐる。いふまでもなく、この場合の追<sub>ニ</sub>は、捕<sub>ニ</sub>促<sub>ニ</sub>の意味である。かくの如く、質物<sub>ニ</sub>身代<sub>一</sub>とが對比されてゐることは、前にも述べたやうに、質物のうちには質人も含まれてゐる慣例と照らし合せて見ると、身代<sub>ニ</sub>といふ語が本來「人質」を意味する言葉でなかつたことが知られる。たま<sub>ノ</sub>前引、新編追加の取<sub>ニ</sub>流土民身代<sub>一</sub>事の條の身代<sub>ニ</sub>が、人質類似の場合に相當するので、身代<sub>ニ</sub>といふ語までが人質を意味するやうに誤解されるのであるが、同じく新編追加の土民去留事の條を見ると、その身代<sub>ニ</sub>といふ語は、妻子所從以外のもの、すなはち、下文に「其身以下妻子所從等」とある其身に適當するものをさしてゐることが明らかであり、その身柄を

として身代といつてゐることが知られよう。何故に身代といふ語が用ゐられたかは軽々に論定し難いが、あるいは身體といふ語と關係があるのでないかと思はれる。身代は、上述の如き意義に用ゐられたとすれば、ミノシロでもなければ、ミガハリでもない、おそらくシンダイと音讀されたものであらう。すなはち、それはシンダイといふ語をあらはすもので、そのシンダイは身體の音讀にもとづいたもので、身柄とか、カラダとかいふ義かと考へる。たゞし、この意味における身體の例は、まだ見當らないから、これは一の假説に過ぎないが、前に述べたやうに、同音異義のシンダイの進退を、身體と書いてゐる例が、江戸時代の中期まであり、身體と書いた例もあり、しかも、他の一方において、新可笑記一に「此家中にしべあつて、身體取組しに、此浪人、補正成が末葉なりとて」、武家義理物語六に「岐阜中納言秀信公に身體すみて、武藝は外になし、歌道専らに心がけしが」の如く用ゐられてゐる身體は、當時の普通の用例のやうに、資産もしくは家産の意義に用ゐられてゐるのではなく、これらは、むしろ、との進退の義に近いと見るべきものであるのに、同じく武家義理物語に、(卷二)「妻子はかかる節の難義、又身體を稼ぐうちに」、(卷四)「妻子は國かたに預け置き、身體かせぐうちに」とある身體は、家産といふ意義に用ゐられてゐる。これらを通觀するに、各一脈の相通するものがある。さらに、また、享保頃からは、身代が資産・家産の意義に用ゐられて、漸次他を壓倒するやうになつたのである。まこと興味ある現象といふべきであらう。

り、他の一方においては、「身の上」といふほどの義の身上がやはり同様の意義に用ゐられるやうになつてゐることも注意に値する。要するに、江戸時代における、資産・家産を意味するシンダイの表記の歴史は、進退・身體・身袋・身代の興亡史であり、最後の勝利は身代の上にあるのであるが、この身代は、鎌倉時代においては、「身柄」といふほどの意味を有するものであつて、それが久しい雌伏の後、ちがつた内容をもつて、言語史上に活躍するやうになつたのである。まこと興味ある現象といふべきであらう。

現代かなづかいは、昭和二十一年九月に常用漢字は同年十一月に、國語審議會總會において決定され、政府はこれを採擇して十一月十六日内閣告示第三十二號第三十三號をもつて告示し、さらにこれに關して内閣訓令をも出している。われわれは、當然その實行に協力すべきである。しかるに本書は、すでにそれよりも以前に刊行に着手されていたものもあり、また急にこれを書きあらためることのできない事情もあつたのでもとのまゝになつてゐる。これはやむを得ぬ次第、一言おことわり申しておく。



百花文庫刊行書目

頃田國太郎著  
B6判 雅美

【既 刊】

1. 山本有三 不惜身命 ¥10.00  
附錄 極字表
2. 吉井勇 短歌風土記 8.50  
大和の春 I
3. 額原退藏 芭蕉の名句 3.00
4. 高瀬年尾 俳諧手引 10.00
5. 谷崎潤一郎 三三人手法 6.50
6. 太宰治 施門生活 8.50
7. 高瀬虚子 子規句解 7.00
8. 小林秀雄 無常といふ事 7.00
9. 金子大榮 雜華録 9.00
10. 志賀直哉 早春の旅 7.00  
他二篇
11. 谷崎潤一郎 幸運 10.00  
他二篇
12. 木原均 小麥の祖先 15.00
13. 西堀一三 藝道名言 15.00
14. アンドレ・モロワ著  
生島遵 著 ヴォルテール 10.00
15. 石田幹之助 「長安の春」抄 15.00
16. 原隨園 ギリシャ文化 18.00
17. 土井虎賀壽 抒情詩の厭世 25.00
18. 志賀直哉 友への手紙 25.00
19. 吉井勇 短歌風土記 22.00  
山城の春 I
20. 駒井卓 道の家 20.00
21. 末永雅雄 池の文化 37.00
22. 小林秀雄 モオツアルト 18.00
23. 島木健作 土地文化 28.00
24. 安藤正次 國語と文化 40.00

【近 刊】

- 田中空一著  
穂部一馬著  
山口馨子著  
吉野秀雄著  
谷定一郎著  
大原彦三郎著  
梶原武彦著  
伊久野彦寧著  
三宅正太郎著
- 式友の歳集の雜話  
泉の時歌記解  
和歌が鳴ぐケ食  
わ鹿ふり衣・食  
大原定三郎著  
梶原彦三郎著  
伊久野彦寧著  
三宅正太郎著
- 記解話  
集の雜  
歌記解  
が鳴ぐ  
鹿ふり  
衣・食  
・食  
大原定  
梶原彦  
伊久野  
三宅正

〔以下續刊〕



810.4  
A47

年      月      日      /607

國  
六

105

100

廿五日

日月  
正清

終

